

令和4年壱岐市議会定例会8月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	1
第1日（8月12日 金曜日）	
議事日程表（第1号）	3
出席議員及び説明のために出席した者	3
再 開（開議）	4
会議録署名議員の指名	4
審議期間の決定	4
発言の申し出（市長の報告）	5
議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
議案第37号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）	6
議員派遣の件	13
散 会	14
資料	
議員派遣の件	17

令和4年壱岐市議会定例会8月会議を、次のとおり開催します。

令和4年8月5日

壱岐市議会議長 豊坂 敏文

- 1 期 日 令和4年8月12日（金）
- 2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

令和4年壱岐市議会定例会8月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	8月12日	金	本会議 (10:00~)	○再開 ○審議期間の決定 ○議案審議 (質疑、委員会付託省略、討論、採決) ○散会 ○会議録署名議員の指名 ○議案の上程、説明

令和4年壱岐市議会定例会8月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第37号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）	省 略	原案のとおり可決 (8/12)

令和4年 壱岐市議会定例会 8月 会議録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和4年8月12日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	15番 土谷 勇二 1番 森 俊介
日程第2	審議期間の決定	1日間 決定
日程第3	議案第37号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算 (第6号)	財政課長 説明、 質疑あり、委員会付託省略、 討論なし、可決
日程第4	議員派遣の件	原案のとおり決定

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (14名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 土谷 勇二君	16番 豊坂 敏文君

欠席議員 (1名)

11番 小金丸益明君

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君

事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	教育長	久保田良和君
総務部長	久間 博善君	企画振興部長	中上 良二君
市民部長	西原 辰也君	保健環境部長	崎川 敏春君
建設部長	増田 誠君	農林水産部長	谷口 実君
教育次長	塚本 和広君	消防本部消防長	山川 康君
総務課長	平田 英貴君	財政課長	原 裕治君
会計管理者	篠崎 昭子君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。

沓岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機資材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

小金丸益明議員から欠席の届出があっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和4年沓岐市議会定例会8月会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員を、会議規則第88条の規定により、15番、土谷勇二議員、1番、森俊介議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。8月会議の審議期間は本日1日としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、8月会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

ここで、白川博一市長より発言の申出があっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。令和4年壱岐市議会定例会8月会議の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、いわゆる第7波が全国的に猛威を振るっており、長崎県及び本市におきましても、1日当たりの新規感染者数が過去最多を更新するなど、急速に増加をいたしております。

これまで感染者数が最も多かった先月7月が474名の感染者でありましたが、今月は、昨日17時現在、既に先月より50人以上多い526名の感染者が確認されております。

現在、長崎県において、感染者の急増に伴う医療機関での検査、受診の集中を緩和するため、発熱や喉の痛み等の症状が表れた場合に、まずは御自宅等で検査ができるよう薬事承認された抗原定性検査キットを配布する体制づくりを進められております。体制が整い次第ホームページ等でお知らせいたしますが、差し当たって交流機会が増えるお盆の後、8月後半が感染拡大のピークとなる懸念がございます。

市民皆様には、帰省される御家族、御親戚の方に対し検査を行ってから帰省いただくよう呼びかけていただきますとともに、今一度、会話時のマスク着用や3密の回避、こまめな換気など基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

さて、本日約1か月ぶりのまとまった降雨となりましたが、先月7月18日以降、これまで異常な干天が続いておりました。本日の連続降水雨量は、長崎県河川砂防情報システム集計では、午前9時時点で、渡良観測局で178ミリ、勝本観測所で70ミリ、芦辺浦観測局で56ミリ、石田観測局で84ミリを記録しており、この間、8時7分には洪水警報が発表され市内4か所に避難所を開設したところでございます。

市内の各ダムの8月10日現在の貯水率は、梅ノ木ダムは81.0%と営農に支障はございませんが、初山の当田ダムについて18.6%、貯水量が8万トンと減少しており、郷ノ浦東部土地改良区において8月9日から既に初山、志原地区の農業用水の排水停止を行っている状況であります。また、大清水ため池は40.6%でございますが、ここも今後の降雨の状況によっては、支障が出てくる可能性もありますが、本日の降雨により各ダムの貯水率は、一定の上昇が期待できるものと考えております。

なお、現在のところ飲料水用ダムについては、渇水対策が必要な状況に陥る心配はないものと考えておりますが、市民皆様には日頃の節水に御協力賜りますようお願い申し上げます。

一方で、先ほど申し上げました7月18日の大雨により市内の農地、農業用施設並びに公共土木施設に災害が発生しており、本日、災害復旧に係る所要の予算を計上いたしております。詳細につきましては、財政課長から説明をさせますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

さて、コロナ禍において暗いニュースが多い中ではありますが、本市においては、先日、明るいニュースが飛び込んでまいりました。長崎県中学校総合体育大会軟式野球競技の部で優勝した勝本中学校が8月4日から6日にかけて、熊本市で開催された「九州中学校軟式野球競技大会」で第3位となり、8月18日から22日にかけて、北海道札幌市で開催される「全国大会」への出場権を獲得いたしました。このたびの快挙に心からお祝い申し上げますとともに、全国大会においても日頃の練習の成果をいかんなく発揮され、素晴らしい成績を収められることを期待いたしております。

本日提出しております案件は、令和4年度一般会計補正予算に係る案件1件でございます。

何とぞ、慎重に御審議をいただき適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第3. 議案第37号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第3、議案第37号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日の議案説明については、財政課長にさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） おはようございます。

議案第37号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,782万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億9,327万4,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

今回の補正は、7月18日に発生いたしました大雨に係る災害復旧の費用につきまして、補正

を行うものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。4ページ。

第2表、地方債補正の追加で、災害復旧事業債を限度額4,240万円追加しております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

8ページから9ページをお開き願います。

13款1項2目災害復旧費分担金は、農地等災害復旧費、受益者分担金を1,025万円計上しております。

15款1項3目災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金は、補助対象となる公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担金で、補助率80%の8,760万円を計上しております。

16款2項8目災害復旧費県補助金の農地及び農業用施設災害復旧費補助金は、補助対象となる64地区分の補助金1億9,480万円を計上しております。

20款1項1目繰越金の前年度繰越金は、今回の補正に係る一般財源として3,277万3,000円を計上しております。

22款1項10目災害復旧事業債は、公共土木施設災害復旧事業の単独事業分として2,050万円、補助事業分として2,190万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

今回の補正予算の事業内容につきましては、別添資料、令和4年度8月補正予算案概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。

5款2項2目林業振興費の治山事業費は、大雨により被災した住居の林地災害に対して、土砂除去の作業費を補助するもので78万円を計上しております。

10款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、農地及び農業施設の災害復旧に係る測量設計及び復旧工事、崩土除去等に要する費用2億3,574万3,000円を計上しております。

同じく、2項1目公共土木施設災害復旧費は、道路及び河川等の公共土木施設災害復旧事業について、補助事業分といたしまして1億950万円を、単独事業として実施する復旧工事、崩土除去等に要する費用といたしまして2,180万円を計上しております。

以上で、議案第37号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） このような議案のときに予算規模だけという説明で、今、財政課からありましたが、農林課とか建設課からの今回の工事の場所とか、その細かい説明はなしに審議するということになるんですか。まず、それだけちょっと確認させてください。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

例年、大雨による災害というのは発生いたしておりまして、通常の補正予算の審議ということで、説明は省かせていただいております。

以上でございます。（発言する者あり）

すみません、追加ですけれども、資料の中に、今後の予定というのを記載させていただいておりますけれども、今から国土交通省並びに九州地方整備局等々の査定を受けることになります。その中で、査定が全て通過すればよろしいんですけれども、中には却下される部分もありますので、全部が全部認定されるとは限らないということも付け加えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） では、準備した質問に入らせていただきますが。

まず、予算のほうで農地農業用の補助のほうで、農地の国庫補助と単独補助があります。それから施設についても国庫と修繕料がありますが、それぞれ、この個人負担割合はどうなっているのかをお聞かせください。

それともう一つ、災害復旧工事がかかなりあります。実際、その現場でもくい打ちが進んでいて、ここからここが崩れているよというふうに確認されている場所を見たんですが、今後、工事区域が決まってくると思うんですが、その崩れたくい打ちとの関係で、どのくらいの工事がなされるのか。崩れたところからどれだけ高さとか幅とか、そのあたりの実際工事の設計をされますね、測量して。そのときの基準となる何か法令というか、規定があるのかどうか、このあたりをお聞かせください。この2点です、まず。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、受益者負担の関係でございます。受益者負担は、農地の場合、田、畑を指しますけれども、その農地の災害の場合は、受益者分担金を一応、今のところ10%ということで計算をいたしております。

それから、個人施設、ため池、用水路、それからそういったところがあるわけですが、そ

れについての受益者分担金を5%ということで計算をいたしております。

これについては、通常、国費が農地の場合50%、そして施設が65%となりまして、それから、その増高申請ということで、その農家の事業費割合がある一定以上越した場合は、補助金を追加すると、増高するといったことで、その申請の作業がございます。それを受けて、その増高の補助率が決まりましてから最終的には分担金が決定するといったことになるわけですが、今回、補正で上げさせていただいておりますのは、農地が10%と施設が5%で計算をさせていただいております。

それから、災害のくい打ちが進んでいるということでございますけれども、そのときの工事がどのようにされるのかといったことでございますけれども、基本的には災害というものは、そのこの原形を今崩れたところの原形復旧ということになっておりまして、今、くいを打っているところは、そのこの崩れたところの起点終点をくいを打っているところでございます。

そこで、あと、そのこのところを高さとか、崩れた量とか深さとかございますので、それはその都度そこで決まっていきますので、いろんなケースがあるかと思えますけど、そのところ、そのところの現場ごとにその工事の設計が決まっていくということになります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今言われたのは農地の国庫補助、単独補助とも10%、それから施設は国庫補助修繕料とも5%という理解でよろしいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 申し訳ございません。単独の分でございますけれども、単独については、小規模災害は40万円を補助上限といたしまして、その50%、20万円が補助金の上限ということになっております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） それは農地の単独補助ですよね。施設の修繕料も同じですか。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 小規模災害の場合は、農地・施設とも同様でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） はい、分かりました。そのあたり農家の方がちょっと聞かれると答えなければならないと思ひまして聞きました。

2番目の農地の復旧の件ですが、今回、崩れた場所1か所ですが、その1か所は、二、三年前も同じような箇所が崩れているんです。やっぱり地形的に崩れやすい地域があるというふう

に思うんです。その場所は上から山があって水がどうとずっと流れてきてという状態で、二、三年前に復旧工事をやって、その横が今回は崩れているわけです。農地のほうの状況ですけども。

そういう意味でいくと地形の関係から言ったら、今後、災害がまた発生するのではないかなということも十分考えられる地形なんです。ところが前回のときには崩れたところしか工事しなかったために、残したところが今回崩れたという状況なんです。

だからそういうやっぱり専門的な知識で見たときに、地形上、今後また同じように崩れるんじゃないかなと、とりわけ、今回崩れたところは、農地のあぜ道の残りがあと1メートルか1メートル50ぐらい残っているんです。今回、崩れたところを補修したら、あと残り1メートルか1メートル50ぐらい残るんです。そうするとその1回目やった崩れたところ、今回崩れたところを補修して、当然、その水の流れが一番弱いところへ流れてきて、そこの3つ目の今後壊れるんじゃないかなと、そういう時点が不安なんです。

だから、そういう意味で、工事の地形によって崩れたところだけ高さ・幅・深さだけではなくて、今後も含めた対応というのはなされないのか。そのほうが先々の工事費は安くつくのではないかなと。農家の方の負担も合意を得れば減るのではないかなと。そういう配慮というのは、この災害の工事についてはないのかどうかをお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

災害復旧というのは先ほども御説明をいたしましたけども、壊れたところのその部分を原形復旧するといったことになっておりまして、そういう仕組みでございます。

今のこの災害復旧は防止対策ということではなくて、災害復旧ということとなっておりますので、そのような制度ということで御理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 災害復旧と言いながら、実際に前やったところは持っているけど、今回、その横が崩れたと、今度は次で壊れるんじゃないかと、そういうことを専門的な目で見ても、やっぱりもう少し対応する。世の中にいろんな意味で規制緩和、規制緩和と言っている中でそういうところが極めて疑問に感じます。

例えば、こういう場合はどうなるんですか。7月18日にそこが壊れたと、今日の大雨でまた崩れたと、工事が始まるのは計画から言うと来年の12月か1月ぐらいか、その間のちょっとまた大きく崩れるというのは、それなりの対応はあるということによろしいんですか。

○議長（豊坂 敏文君） ほかには質問はありませんか。もう6回目ですからね。

○議員（4番 山口 欽秀君） 農業関係はそれで終わりです。

○議長（豊坂 敏文君） はい。じゃ、農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 山口議員のただいまの質問にお答えをいたします。

今回の雨につきましては、また改めて同じような手続きを踏みまして、また災害が出たら災害報告をさせていただいて、また予算等必要でございましたら、また予算計上をさせていただいて、災害の国への申請等をやっていくということになります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかありませんか。山口議員、今度は違いますね。

○議員（4番 山口 欽秀君） 公共土木のほうです。

○議長（豊坂 敏文君） はい、公共土木、はい、どうぞ。

○議員（4番 山口 欽秀君） 公共土木のほうでお願いします。

今回、17件の災害査定ということですが、9月に災害査定第4次があつて、やろうということで17件中12件を予定している。11月に残りの5件をすると、こういうことですが、こんなふうに17件を2つに分ける査定はどうしてかということ、査定の中で、今回、17件中、全部17件最終的には工事ということですが、漏れることはないのか。その点査定から漏れていくということも想定内なのかどうかをお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、査定を分けるにつきましては、それぞれの災害の状況で、目論見書と言って位置図、それから詳細の工事設計、それから、あと災害の理由などを付した書類を、まず提出して査定を受けます。

今回の場合、詳細設計が間に合わない部分がありますので、7件と5件に分けさせていただいて査定を受けることになります。

それから漏れはないのかということですが、査定を受けて縮小されたり、査定を通過していなかったりする場合もございますので、その部分につきましては、単独債等に切り替えて対応することになると考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） はい、分かりました。とりわけ査定をして漏れるということもあり得るということ聞きまして、これ昨年、私の近所で査定されたはずなのに工事が進んでない箇所があるんですが、査定漏れた工事があった場合、今、言われましたように、その後どういう手続きで工事に当たられるか、もう一回お聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 個々の災害につきましては、それぞれいろんな都合がございます。また、境界等の問題もございますので、それぞれ担当課のほうへお尋ねをいただければと考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） 緊急性というのは加味されて査定されるということでいくと、やっぱり緊急性がないということでの査定外れということに大部分はなるんでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 緊急性というよりも、災害の規模のほうが査定から外れるということとは御理解いただきたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。中田議員。

○議員（13番 中田 恭一君） すみません、1点だけ、農林課のほうを、農林災害ですけれども。

災害工事をしてからの保証期間というのかな、同じところがもう2度、3度、全く同じところが壊れていますが、地元負担金がどうしても発生しますので、その保証期間というのが決まっておるのかどうか。もちろん去年やって今年も大雨やったけん、やむを得んと言われればそれまででしょうが、全く同じところが壊れるというのは、やっぱり工事の設計の関係もあると思いますので、その辺をちょっと教えていただきたいです。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの中田議員の御質問にお答えをいたします。

同じ場所が崩れた場合は、工事完了後3年以内にそういった同じところが被害が出たときには、受益者負担金は徴収しないというふうに規則で定めております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。もう一回だけ、もう4回目ですから、5回はありませんから。

○議員（4番 山口 欽秀君） 最初に質問しましたように、補正予算の金額は分かるんです。しかし、どういう予算なのか、予算の中身の点を審議しようとする、やっぱりどこのどういう工事なのか、どういう補助金なのか、どういうふうにというところが、やっぱり必要じゃないかなと思うんです。私も去年、資料請求で工事場所はどこなんだということということで、壱岐地図でこういうところですよといただきました。

今回も予算を提出されたときに予算案だけでしたので、資料としてはこういう土木の資料がありませんでしたので、どこが工事対象になったのか、とりわけ沼津地区でどういうところが壊れて、どういう工事が行われるのかというのをやっぱり地元の問題ですので知りたいというふうに

思うわけですが、そこに答えるような資料が出されてこなかったということで、資料請求しました。

ところが金曜日ですので、予算案が来たのは、土日と資料請求できなくて、月曜日に資料請求をお願いしました。それからすぐはできないのでと言って、水曜日の昼から送られてきました。ということでやっぱり資料を、もう少し予算のときに最初言いましたように、どういう工事でどこをやるかとしているのか。どういう内容なのか、もう少し説明資料をお願いしたいなというふうに思うわけです。

これはもう今回の予算だけではなくて、ほかの補正予算についても同じですけども、そういうことをもう少し議論しやすい資料をつけていただきたいということを要望して発言を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号令和4年度老岐市一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議員派遣の件

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第4、議員派遣の件を議題とします。

老岐市議会会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については決定されました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りをいたします。

8月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和4年壱岐市議会定例会8月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時33分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 土谷 勇二

署名議員 森 俊介

議 員 派 遣 に つ い て

令和4年8月12日

老岐市議会議長 豊坂 敏文

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県病院企業団議会 令和4年臨時会

- (1) 目 的 臨時会出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 令和4年8月31日～9月1日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 清水 修、市山 繁